

令和4年度三重県生活困窮者自立相談支援業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 事業の目的

本事業は、生活困窮者自立支援法に基づき、三重県生活相談支援センターを設置し、生活困窮者本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施することによって、生活困窮者の自立を促進することを目的とします。

2 委託業務の概要

- (1) 委託事業名：令和4年度三重県生活困窮者自立相談支援業務委託
- (2) 委託期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
(契約は、最優秀提案を決定次第速やかに行います。)
- (3) 委託内容：令和4年度三重県生活困窮者自立相談支援業務委託仕様書
(別紙)記載のとおり

3 参加条件

- (1) 本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年制令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規程に該当しない者であること（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないことなど）。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

4 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料については、別に設置する「三重県生活困窮者自立相談支援業務委託企画提案コンペ選定委員会」においてその内容を審査し、見積価格を勘案の上、総合的に優秀企画提案を選定するものであり、必ずしも最低価格を提示した者が選定されるものではありません。また、最優秀提案者になった者が三重県税あるいは地方消費税を滞納している場合又は提出期日までに5（6）の書類を提出しなかった場合は、次順位者の提案を最優秀提案とし、その旨通知します。

- (1) 企画提案コンペ参加申請書兼誓約書提出期限
 - ア 提出期限 令和4年2月14日（月） 17時15分まで
 - イ 提出先 三重県子ども・福祉部地域福祉課地域福祉班
- (2) 企画提案書及び見積書提出期間
 - ア 提出期間 令和4年2月21日（月） 8時30分から
令和4年2月28日（月） 17時15分まで

イ 提出先 三重県子ども・福祉部地域福祉課地域福祉班

(3) プレゼンテーションの実施

企画提案書の提出後、提案者には選定委員会からの依頼に基づきプレゼンテーションをお願いいたします。プレゼンテーション対象者には、詳細について別途通知します。

ア 日程 令和4年3月16日(水)

イ 場所 新型コロナウイルスの影響のため、Web 会議システムを使用しオンラインで開催します。使用する Web 会議システムツールは原則「Zoom」としますが、本ツールの使用が困難な場合は別途発注者と事業者とで協議するものとします。

ウ 内容 プレゼンテーション15分、質疑10分

(4) その他

ア 4(1)及び(2)に記載する書類の提出については、時間外に到着したものについては受け付けませんのでご了承ください。

イ 書類を郵送する場合には、配達証明等により到着が確認できるようにしてください。

5 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書兼誓約書 1部(様式1)

(2) 企画提案書 9部(表紙に会社名・団体名を記載し、本県の業者登録に使用した印鑑を押印したものを1部、印を押さないものを8部)資料内部には会社名・団体名を記載しないでください。

なお、提案書は提案書等記入要領のとおり作成してください。

(3) 見積書 1部(本県の業者登録に使用した印鑑を押印したものの1部)

(4) 会社概要書 1部

(5) 登記簿謄本又は登記事項証明書 1部(商号、所在地、代表者、(資本金等)の事項が記載されているもの。写し可)

(6) 納税証明書等の写し

ア 三重県内に本支店、営業所又は事務所がある場合

(ア) 三重県の県税事務所が過去6月以内(提案書提出日基準)に発行した納税確認書

(イ) 所管税務署が過去6月以内(提案書提出日基準)に発行した納税証明書(その3 未納税額のない証明用)

イ 三重県内に本支店、営業所又は事務所がない場合

所管税務署が過去6月以内(提案書提出日基準)に発行した納税証明書(その3 未納税額のない証明用)

※提出期限は、(1)、(4)及び(5)については令和4年2月14日(月)17時15分まで、(2)及び(3)については令和4年2月21日(月)8時30分から令和4年2月28日(月)17時15分まで、(6)については、本件コンペの最優秀提案として本委託業務決定業者のみ必要とし、提出期限は業務委託契約締結前とします。

(7) 評価種目

ア 事業の目的との合致

生活困窮者の現状や課題等を理解し、本事業の目的が十分理解されて

いるか。

イ 計画の具体性と効果

生活困窮者の把握、相談、アセスメント、個別支援の実施方法は具体的かつ効果的な内容か。

支援対象者に対する理解や取組姿勢は適切か。

ウ 事業の執行体制

想定される支援員の経験は十分で、スタッフの配置は適切か。

事務所の配置場所やスペースは確保されているか。

個人情報の安全管理・取扱いに対する十分な措置を取っているか。

エ 経験と能力

生活困窮者支援、もしくはこれに類似する取組実績は十分か。

カ 経済性

契約上限額の範囲内であり、かつ妥当な見積額であるか。

6 質問の受付及び回答

企画提案コンペに関する質問は、原則として電子メールによるものとし、令和4年2月7日（月）17時15分までに、別紙書式（様式2）により受け付けます。受け付けた質問と回答は、原則として電子メールにより通知するとともに、県ホームページに掲載します。

<http://www.pref.mie.lg.jp/FUKUSHI/HP/index.htm>

なお、電話による質問は受け付けません。

7 企画提案コンペ参加資格の確認結果通知

令和4年2月18日（金）までに通知します。

8 最優秀提案者の決定

企画提案書の提出後、令和4年3月18日（金）までに、三重県生活困窮者自立相談支援業務委託企画提案コンペ選定委員会において、提出された企画提案書及び別に実施するプレゼンテーションにより審査を行い、最優秀提案1件を決定します。

なお、審査結果は、すべての提案者に通知します。

9 契約上限額

39,659,519円（消費税及び地方消費税込み）

10 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県子ども・福祉部地域福祉課において示します。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1

項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約は、三重県子ども・福祉部地域福祉課において行います。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

(5) 契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とします。変更契約についても同様とします。

1 1 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期
契約条項の定めるところによります。

1 2 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。

1 3 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1 4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

15 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、コンペ参加者の負担とします。
- (2) 企画提案資料はコンペ終了後も返却しません。
- (3) 企画提案書は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象になります。
- (4) 問合せ先

三重県子ども・福祉部地域福祉課地域福祉班

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL 059-224-2256

FAX 059-224-3085

E-mail fukushi@pref.mie.lg.jp

提案書等記入要領

1. 提案書等として提出する資料の種類

企画提案コンペにかかわる提案書等として、次の資料を提出すること。

- (1) 本事業にかかわる提案項目（以下「提案書」という。）
 - (2) 本事業にかかわる見積書（以下「提案見積」という。）
 - (3) 必要があれば、上記を補足する付属資料（以下「付属資料」という。）
- 上記のものを、以下の留意事項に従い、提出すること。

2. 全般的な留意事項

企画提案コンペにおいては、企画提案者から提出された提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点する。このため、貴社・貴団体の提案内容がわかるように、以下の項目について、具体的な内容を記述すること。

また、抽象的な提案や実現不可能な内容については評価が低くなるので注意すること。

本県の要求を実現できる内容を余すことなく具体的に記載すること。

本事業の仕様書をもとに契約書添付の仕様書を作成するが、本県の判断で契約候補者の提案書の内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。いくつかの方式を挙げた場合には、全て提案者が実現を約束したものとみなす。

仕様書に記載しているもの以外に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合は積極的に提案を行うこと。

なお、提案価格外に別途費用を必要とするものは評価対象外であるので、提案書には記載しないこと。

(1) 事業実施基本方針

ア 基本方針

当該業務に関する基本的な方針、生活困窮者に対する本県及び当該圏域の状況に関する現状認識、相談支援にあたって利用者に特に配慮することなど、事業実施にあたって特に留意することなどを記載してください。

イ 取組計画

自立相談支援事業に関する業務の流れ（概要図等）、相談支援の実施方法、事業実施スケジュールなどを記載してください。

(2) 管理運営体制に関する事項

ア 職員配置に関する方針について

どのような経歴、能力を持つ人を何人配置するのか、確保できている人数とその者の経歴を記載してください。また、今後確保する場合には具体的な確保の方策を記載してください。

イ 配置人員及び事務分掌について

人員及び事務分掌を記載してください。

ウ 事務所の開所日時、設置場所、事務所のレイアウト等について

エ 個人情報の管理・取扱い

オ 職員の育成計画

(3) 支援方法に関する事項

ア 対象者の把握

支援対象者の把握の方法を記載してください。

イ 相談支援の方法について

面接の手法や着眼点、支援プランを策定する具体的な方法、プラン策定後の支援の具体的な方法、対象者への接し方等を記載してください。

ウ 評価の手法について

支援プランの達成度を明確化・可視化するための工夫、支援等の評価方法について記載してください。

エ 数値目標について

事業実施の趣旨に資する目標項目、目標値を設定し記載してください。

(4) 関係機関との連携について

ア 貴団体、郡部福祉事務所、町役場等関係機関との連携の確保についてどのような方法で情報の共有を図っていくのか記載してください。

イ 地域における生活困窮者支援のネットワークづくりについて

支援の担い手となる団体や地域住民へどのような方法で本事業の啓発を行っていくのか記載してください。

(5) その他

ア 事業実績

生活困窮者への支援実績や類似事業における実績があれば記載してください（たとえば、ニート・ひきこもりへの支援、障がい者の就労支援、多重債務者支援、ホームレス支援、矯正施設出所者等への支援など）。

イ その他

その他 PR したいことがあれば記載してください。

3. 提案書作成上の留意事項

(1) 提案書の様式は、A4両面とし、パワーポイントでの作成を可とする。また、資料内部には会社名・団体名を記載しないこと。日本語表記すること

(2) 1部は会社名・団体名を表紙に記載した上、本県の業者登録に使用した印鑑を押印すること。提案者の担当部門および責任者を明示すること。

(3) 提案書等を9部（本県の業者登録に使用した印鑑を押印したもの1部、印を押さないもの8部）作成すること。

(4) 表題は「令和4年度三重県生活困窮者自立相談支援業務委託に関わる提案書」とすること。

(5) 提案書は2. 全般的な留意事項(1)～(5)にあるすべての項目について言及すること。提案書等は、表紙を含め、概ね20ページ以内に収めること。必ずページ番号を表記すること。

(6) 評価作業者が漏れなく正確に評価できるよう、編集に配慮すること。

(7) 本県の提示した仕様書の全面コピーおよび「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。このような提案については、厳しく評価する。

(8) 提案は簡潔かつわかりやすい表現で記述すること。

(9) 提案書内容とプレゼンテーション内容が相違する場合は、提案書内容を優先するものとする。

4. 提案見積記載上の留意事項

(1) 提案見積は、日本円で、消費税抜きで表記すること。

- (2) 提案見積は、提案書等とは別に作成し、内訳書等を添付すること。なお、内訳が確認できれば、「参考様式1」及び「参考様式2」に依らないことも可とする。また、内訳書等の作成については、下記の事項に留意すること。
- ア 「令和4年度三重県生活困窮者自立相談支援業務委託仕様書」中の「8 対象となる経費」についての内訳書等を作成すること。
 - イ 上記の経費は、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、事務職員（以下、その他支援員等）及びアウトリーチ支援員ごとに、区分すること。
 - ウ なお、次の経費は、その他支援員等に要す経費に算入すること。
 - (ア) アウトリーチ支援員のみで使用されることが特定・確認できないもの（例：物品等の購入に係る経費等）
 - (イ) アウトリーチ支援員の経費のみを明確に区分して算出できないもの（例：光熱水費や通信運搬費等）
 - エ その他支援員等ごとに算出できない経費は、その他支援員等全体で記載することも可とする。
- (3) 提案見積1部については、本県の業者登録に使用した印鑑を押印すること。
- (4) 提案見積において記載ミスがあった場合の判断は本県が行うものとする。
- (5) 表題は「令和4年度生活困窮者自立相談支援業務委託に関わる提案見積書」とすること。

※ パンフレット等は直接評価の対象とはならないが、提案書等を評価するにあたって参考とするので、提案に関わる資料があれば提出すること。